

平成21年5月21日スタート！

裁判員制度



あなたの意見を
裁判に

スタートまであと1年を切った裁判員制度。

裁判員制度とは国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを定める制度です。

国民が刑事裁判に参加することにより国民の健全な常識が裁判に反映されるとともに、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることが期待されています。

Q 法律のことがわからないけど大丈夫？

A 法律の知識がなくても大丈夫です。安心して参加してください。

裁判員制度の詳細については、

ホームページ(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)をご覧ください。

捜査

捜査機関（警察や検察官など）が証拠の収集などをします。

起訴

検察官が被疑者について裁判を求める手続きです。

裁判の準備

充実した裁判を迅速に行うために、裁判官、検察官、弁護士が、前もって打ち合わせをし、審理計画を立てます。



裁判官3人

裁判員を選ぶ

裁判員は6人、裁判官は3人です。ただし、裁判員4人、裁判官1人の場合もあります。

裁判員6人



裁判員が参加する仕事

裁判を行う

法廷で証人の話を聞いたり、証拠を調べたりします。

評議・評決

裁判員と裁判官で話し合い、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

判決

裁判長が判決を言い渡します。

○お問い合わせ
千葉地方裁判所総務課
043-222-0165